

|             |   |
|-------------|---|
| 3月 8日       | 2村議会に合併関連議案提出、議決                            |
| 3月23日       | 埼玉県知事へ廃置分合申請書を提出                            |
| 5月27日       | 第7回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催                       |
| 5月31日・6月1日  | 合併準備説明会(2村職員対象)を開催                          |
| 7月 8日       | 埼玉県議会による廃置分合の議決                             |
| 7月22日       | 埼玉県知事による廃置分合の決定、総務大臣へ届出<br>「新町の町章デザイン公募」の実施 |
| 8月24日       | 総務大臣による廃置分合の官報告示                            |
| 10月27日      | 第8回「都幾川村・玉川村合併協議会」を開催                       |
|             |   |
|             |   |
| 平成18年 2月 1日 | 新町発足  |

## 報告第12号 合併協定項目に係る調整状況について(その1)

「合併時(合併翌年度当初)に再編(統合)する」とした調整結果について、次のとおり報告する。

### 協定項目 No.10 地方税の取扱いについて

| 事務事業名                  | 現況  |   | ときがわ町<br>(調整結果)   |
|------------------------|---|---|---|
|                        | 都幾川村  | 玉川村   |   |
| 法人市町村民税賦課<br>(税率、減免)   | 減免<br>地方税法、都幾川村税条例で定めている。                   | 減免<br>地方税法、玉川村税条例で定めている。  | 減免<br>・ 民法第34条の公益法人<br>・ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人で、収益事業を行わないもの<br>・ その他、特別の事由があるもの     |
| 軽自動車税賦課<br>(税率、納期、減免等) | 納期<br>4月11日から<br>4月30日                      | 納期<br>5月1日から<br>5月31日   | 納期<br>5月1日から5月31日とする。   |
| 入湯税                    | 課税免除<br>・ 年齢12歳未満の者<br>・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 | 課税免除<br>・ 年齢12歳未満の者<br>・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者<br>・ 日帰り客の利用に供する施設において、入湯料金1,000円以下で入湯する者 | 課税免除<br>・ 年齢12歳未満の者<br>・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者<br>・ 日帰り客の利用に供する施設において、入湯料金1,000円以下で入湯する者 |